

大阪府流域下水道太陽光発電電力売却条件付一般競争入札心得

(目的)

第1条 この心得は、大阪府流域下水道事務所が行う太陽光発電電力売却に係る一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が、守らなければならない事項を定めるものとする。

(法令等の遵守)

第2条 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、同法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号。以下「規則」という。）、大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）及びその他関係法令並びにこの心得、入札説明書の各条項を遵守しなければならない。

- 2 入札参加者は、入札手続に際し、大阪府の指示に従い、円滑な入札執行に協力し、いやしくも不穏当な言動等により、正常な入札執行を妨げたり、他の入札参加者の入札を妨害するようなことを避けなければならない。
- 3 入札参加者は、仕様書等（仕様書、質問回答書及びその他交付書類）、契約書案及びその他契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札手続をしなければならない。
- 4 入札及び契約に関して、用いる言語は日本語とし、通貨は日本円とする。

(公正な入札の確保)

第3条 入札参加者は、次のいずれかに該当する行為を行ってはならない。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）及び刑法（明治40年法律第45号）等に抵触する行為を行うこと。
 - (2) 他の入札参加者と入札価格又は入札意思について相談を行うこと。
 - (3) 落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を開示すること。
- 2 入札参加者は、談合等の不正行為が疑われる入札が行われた場合に大阪府が行う事情聴取その他の調査に協力し、誓約書等の提出に応じなければならない。

(入札参加資格)

第4条 入札参加者は、施行令及び規則による公告において指定した期日までに、入札参加資格に関する書類を大阪府に提出しなければならない。

- 2 次の各号のいずれかに該当する者は入札に参加することはできない。
 - (1) 前項に規定する告示等に掲げる入札に参加する者に必要な資格を有しない者
 - (2) 告示等の日から開札日までの間に入札参加資格を取り消されている者
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、正常な入札執行を妨げる等の行為をなすおそれのある者又はなした者

(入札保証金等)

第5条 入札保証金は、大阪府財務規則第61条の規定に該当する場合は免除する。

2 落札者が契約を締結しないときは、違約金として予定送電電力量に契約単価を乗じて得られる金額の100分の2に相当する金額を大阪府に支払わなければならない。ただし、次の各号に定める場合はこの限りではない。

- (1) 大阪府入札参加停止要綱 別表13(経営不振)の規定により入札参加停止の措置を講じられ、又は同内容の措置要件に該当したことにより、契約を締結しない場合
- (2) 大阪府入札参加停止要綱 別表6(安全管理措置)(2)イの規定により入札参加停止1ヶ月の措置を講じられ、又は同内容の措置要件に該当したことにより、契約を締結しない場合
- (3) 代表者の死亡等により営業活動を継続しえなくなったため契約を締結しない場合

(入札等)

第6条 入札参加者は、第2条第3項に規定する条件を熟知し、入札書に記名押印のうえ、定められた日時及び場所において、所定の入札箱に投入しなければならない。

2 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状を持参させなければならない。

3 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に関する他の入札参加者の代理人をすることはできない。

4 入札参加者は、その入札に関し、いかなる協議・協定又は公正な入札執行の妨げをしてはならない。

5 入札参加者は、落札者が契約締結することを妨げてはならない。

6 入札会場への入室は、入札参加者1名のみとする。

(入札金額の記載)

第7条 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に0.01円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額(いわゆる税抜き価格)を入札書に記載すること。

(入札の辞退)

第8条 入札参加者は、入札書を提出するまでは、いつでも入札参加を辞退することができる。ただし、一旦、辞退した場合は、それを撤回することができない。

2 入札時間を過ぎても入札書を提出しない場合は、当該入札参加者が入札参加を辞退したものとみなす。

3 入札参加を辞退した者は、これを理由として以後の入札参加等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(入札書等の書換等の禁止)

第9条 入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引換え及び撤回をすることができない。

(入札執行の取り止め等)

第10条 入札参加者が第2条又は第3条に抵触する疑いがあるときなど、大阪府が必要と認めるときは、入札執行を延期し、若しくは中断し、又は落札決定を保留し、当該入札に関する調査を行うことがある。調査の結果、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札執行を取り止めることがある。

2 前項の規定により大阪府が調査を行なうときは、入札参加者は調査に協力しなければならない。

3 入札執行に際して、天災地変、その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は取り止めることがある。

(開 札)

第11条 開札は、入札書の提出後、直ちに当該入札場所において入札者を立ち合わせ、入札執行担当職員が入札金額を読み上げることにより行う。

(入札書の無効)

第12条 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

- (1) 第4条各号のいずれかに該当する入札に参加する資格を有しない者が提出した入札書
- (2) 所定の日時、場所に提出しない者が提出した入札書
- (3) 委任状を持参しない代理人が提出した入札書
- (4) 記名押印を欠く入札書
- (5) 金額を訂正した入札書又は金額の記載の不鮮明な入札書
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書
- (7) 談合その他不正行為により入札手続を行ったと認められる者が提出した入札書
- (8) 同一の入札について、2以上の入札書を提出した者の入札書
- (9) 同一の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねてした者が提出した入札書
- (10) 同一の入札について、2以上の代理人をした者が提出した入札書
- (11) その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不適當であると認められる入札
- (12) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して提出した入札書

(失 格)

第13条 次の各号のいずれかに該当した者は、失格とする。

- (1) 入札から落札決定までの期間において、次のいずれかに該当した者
 - ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当した者
 - イ 大阪府との契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けた者
 - ウ 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当した者
- (2) 前各号に定めるもののほか、入札公告等において示した事項に該当した者

(落札者の決定)

- 第 14 条 有効な入札書を提出した者のうち、規則第 57 条の規定に基づいて作成された予定価格以上で最高の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格以上の価格をもって入札した他の者のうち最高の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- 2 前項の規定により落札者となるべき同価格の入札をした者が 2 以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。この場合において、当該入札者はくじを辞退することはできない。
 - 3 入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額をもって落札金額とする。

(入札書の提出回数)

- 第 15 条 入札書の提出回数は 1 回とする。
- 2 開札の結果、予定価格以上の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、原則として入札回数は 3 回とまでとする。

(契約の締結等)

- 第 16 条 契約を締結する場合は、落札者は、契約書及び大阪府暴力団排除条例第 11 条第 2 項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書に記名押印し、落札決定の日の翌日から起算して、10 日以内に大阪府に提出しなければならない。ただし、大阪府の承諾を得た場合は、この期間を変更することができる。
- 2 落札者が前項に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札者としての権利を失う。
 - 3 落札決定の日から契約締結の日までの期間において、落札者が、第 13 条各号のいずれかに該当した場合は、契約を締結しないことがある。
 - 4 前 2 項の規定により契約を締結しないときは、第 5 条第 2 項に定める違約金を大阪府に支払わなければならない。この場合、大阪府は一切の責めを負わないものとする。

(契約の解除)

- 第 17 条 落札者が契約を締結した場合において、当該落札者（以下「受注者」とい

う。)が、独占禁止法、刑法第96条の3若しくは第198条若しくは契約条項に違反する行為又は施行令第167条の4第2項第2号(以下「自治令の規定」という。)に該当する行為を行ったと認められるときは、大阪府は契約を解除することがある。

(異議の申立)

第18条 入札参加者は、入札書の提出後、この心得、第2条第3項の条件について不明又は錯誤等を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他)

第19条 入札手続に際しては、すべて大阪府の指示に従うこと。